

## 社会福祉法人川越町社会福祉協議会役員等報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川越町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条に規定する評議員の報酬及び旅費の支給並びに第25条に規定する理事及び監事の報酬及び旅費の支給及び社会福祉法人川越町社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営規程第5条に規定する評議員選任・解任委員の報酬の支給に関する事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員

(報酬額)

第3条 支給の要件及び報酬額は次のとおりとする。

支 給 の 要 件	報 酬 額
(1) 理事たる会長が勤務実態として非常勤であるとき	月額 70,000 円
(2) (1) 以外の理事が理事会に出席したとき	1回につき 3,000 円
(3) 監事が監査を実施したとき及び理事会、評議員会に出席し、報告または意見を述べたとき	1回につき 3,000 円
(4) 評議員が評議員会に出席したとき	1回につき 3,000 円
(5) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき	1回につき 3,000 円

2 月額をもって定めるものは、本会職員の給与支払いの例により支給する。

3 回数をもって定めるものは、回数に応じて当月分をとりまとめ、翌月の10日（ただし、その日が休日に当たる場合は休日の翌日）に支給する。

(旅費)

第4条 理事、監事並びに評議員が職務のために旅行したときに支給する旅費の額は、次のとおりとし、本会職員の例により支給する。

旅 費 の 額		
鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
本会職員に支給する旅費の例による	3,000 円 (1日に判断は、本会職員の例による)	14,800 円 (1夜の判断は、本会職員の例による。)

## 附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人川越町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程（平成 13 年 5 月 1 日施行）は廃止する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 12 月 21 日から施行する。